

高知県歯と口の健康づくり条例をここに公布する。

## ○高知県歯と口の健康づくり条例

(平成 22 年 10 月 22 日条例第 35 号)

### 高知県歯と口の健康づくり条例

人生にとって、健康ほど幸せなことはない。また、心身ともに豊かな人生を送ることは、県民はもとより人類共通の願いとも言える。中でも、その健康を支える基となるのは、いくつになっても元気に口から食物を摂取し続けることではないだろうか。そのためにも、歯と口の健康づくりは、豊かな人生や幸せな人生と切り離すことはできない。

そこで、これまで国は、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上残すという、<sup>はちまるにいまる</sup>8 0 2 0 運動を積極的に推進してきた。また、県も、それに呼応して精力的にそのことに取り組んできた。

特に本県は、全国に先駆けた超高齢化先進県である。そして、今まさに、県は、日本一の健康長寿県づくりを政策の柱に据えた。そこで、私たちは、この機会をとらえ、高齢者だけに特化することなく、全世代の県民を対象に生活の質を上げるためにも、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを県民運動にしたいと考えた。

そのことをここに決意し、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、高知県における歯と口の健康づくり（以下「歯と口の健康づくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第 2 条** 歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

**第 3 条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、本県の特性に応じた歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村の役割)

**第 4 条** 市町村は、基本理念を踏まえ、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）その他の法令に基づき、歯と口の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

**第 5 条** 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、

住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携及び協力並びに調整に努めるものとする。

- 2 県は、市町村が歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8 0 2 0<sup>はちまるにいまる</sup>運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）を推進する組織を住民が参加して設置しようとするときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門的若しくは技術的な支援を行うものとする。

（保健医療関係者等の役割）

**第6条** 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者等（以下「保健医療関係者等」という。）は、基本理念を踏まえ、歯と口の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

**第7条** 事業者は、基本理念を踏まえ、県内の事業所で雇用する従業員に対して行う歯科健診等の歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

- 2 保険者（医療保険各法による保険者をいう。次条第3項において同じ。）は、基本理念を踏まえ、県内の被保険者（医療保険各法による被保険者をいう。）に対して行う歯と口の健康づくりに関する取組が促進されるよう努めるものとする。

（県民の役割）

**第8条** 県民は、歯と口の健康が身体健康づくりにも重要であることを認識し、生涯にわたり自らが歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 県民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。  
3 県民は、県及び市町村等（市町村、保健医療関係者等、事業者及び保険者をいう。第10条において同じ。）が行う歯と口の健康づくりに関する取組に積極的に参加すること、かかりつけの歯科医の支援を受けること等により、歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置）

**第9条** 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本的施策の実施）

**第10条** 県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）歯と口の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに保健医療関係者等との連携体制の構築に関すること。
- （2）市町村等の相互の連携の構築に関すること。
- （3）市町村等が行う歯と口の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- （4）市町村が行う科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策、母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口の健康づくりに関する施策

の推進に関すること。

(5) 障害者、介護を要する者等に対する歯と口の適切なケア等についての施策の推進に関すること。

(6) 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。

(7) 歯と口の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。

(歯と口の健康づくりに関する基本計画の策定等)

**第11条** 県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、歯と口の健康づくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

(1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針

(2) 歯と口の健康づくりに関する目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 県は、基本計画を定めるに当たり第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、速やかに、適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 県は、基本計画について、定期的に必要な見直しを行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

**第12条** 県は、歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、定期的に県民の歯科疾患等の実態に関する調査を行うものとする。

(高知県歯と口の健康づくり推進協議会)

**第13条** 歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、知事に対し、意見を述べることができる。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 県の歯と口の健康づくりに関する施策の実施状況についての評価に関すること。

- (3) 歯と口の健康づくりに関する関係者の相互理解、連携及び協働の推進に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する基本的事項
- 3 知事は、毎年度、歯と口の健康づくりに関する施策の推進状況を取りまとめ、これを協議会に報告するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。